第 6030 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2018年)平成30年 8月 29日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 交通事故で受け取った治療費、慰謝料、損害賠償金

Ｑ：交通事故に遭い、加害者から治療費や慰謝料、損害賠償金を受け取りました。これらは、どのように取り扱われますか？

Ａ：次のように取り扱われます。

【解説】

交通事故で、被害者が受け取る治療費や慰謝料、損害賠償金などは、原則として、非課税になりますが、損害賠償金のうちに、被害者の必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、次のように取り扱われます。

①商品の配送中の事故で使いものにならなくなった商品について損害賠償金などを受け取ったケース・・・事業所得の収入金額となります。

②車両が店舗に飛び込んで損害を受けた場合で、その店舗の補修期間中に仮店舗を賃借するときの賃借料の補償として損害賠償金などを受け取ったケース・・・事業所得の収入金額となります。

③事故により事業用の車両を廃車とする場合で、その車両の損害について損害賠償金などを受け取ったケース・・・車両の損害に対する損害賠償金などは非課税となります。ただし、車両について資産損失の金額を計算する場合は、損失額から損害賠償金などによって補てんされる部分の金額を差し引いて計算します。なお、この場合、損害賠償金などの金額がその損失額を超えたとしても、全額が非課税となります。